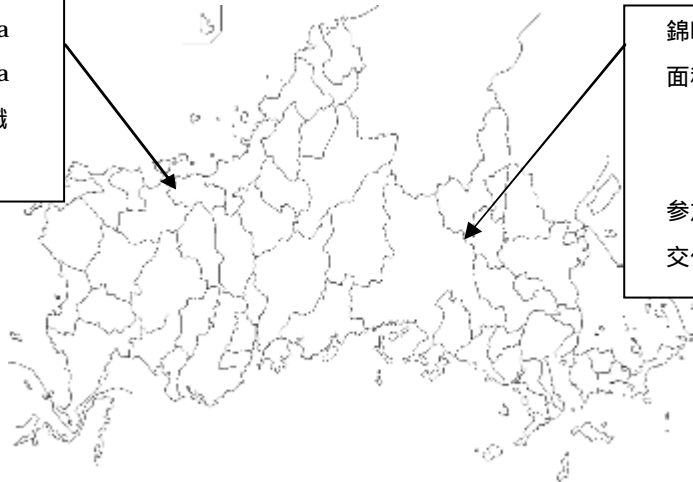


# 集落協定 かわら版 (第13号)

(平成16年12月1日 山口県農村振興課)

## 三隅町二条窪集落協定

面積 田/急傾斜 2.5ha  
田/緩傾斜 9.1ha  
参加者 15人・2組織  
交付金 125万円



## 錦町三分一集落協定

面積 田/急傾斜 2.0ha  
田/緩傾斜 1.1ha  
畑/緩傾斜 0.5ha  
参加者 6人  
交付金 52万円

## 高齢でもガンバっています

・・・錦町  
三分一(さんぶいち)集落協定・・・

錦町野谷三分一集落協定に協定代表者の  
中村利郎(80)さんを訪ねました。



- (集落代表中村さんと整備した畦畔の  
ゼンマイとイノシシの柵)

協定の参加者について教えてください。

この集落は野谷地区で最初に協定を行いました。参加者は六名です。内一名はこの地区から他出した外の方です。残念ながら、

若い人がいません。

交付金の使途を教えてください。

交付金は、半分を共同取組活動に使っています。イノシシの被害防止柵、共同防除機械(動力噴霧器)、景観の保全を兼ねた畦畔管理、研修会の経費などです。

共同防除について教えてください。

ほ場が整備され、田も広くなったということで動力噴霧機を導入し取組を始めました。購入では、クレジットに保証人が必要でした。しかし、高齢化のため集落に保証人になる資格者がいません。高齢化は深刻です。また、作業時も傷害の保険をかけるのですが、人数が少ないとこれも割高です。

畦畔の管理にも様々な取り組み行っているとか。

ほ場整備をしたのですが、ここは砂地なため、畦畔を維持するのが大変です。畦畔を守るために何を栽培したらいいか、いろいろ試しています。カヤもありましたが後

の処理が大変です。今、「ゼンマイ」を試しています。この根は非常に堅く、岩盤のようになります。5年目になりますが、「ゼンマイ」も大きくなり、収穫できるようになりました。岩国市のスーパーから引き合いもあります。

9月になったら、雑草と一緒に刈り払います。それがまた肥料として活用できます。

そのほかに、お茶、アジサイの栽培も行っています。その研修会も開催しました。

研修会について教えてください。

交付金を活用して大字野谷地区の5集落の住民がいっしょに、防府市、周南市高瀬にアジサイとお茶の栽培の学習に行きました。大字の人が集まるのは久しぶりだったこともあり、大変盛り上がりました。

研修会の効果はいかがですか。

みんなが、アジサイの苗を作るようになりました。「集落に入って、花があれば気持ちもいいじゃないか。」「無理をせず、やれることからやっていけばいい。」ということで取り組んでいます。2,3年すれば品評会もできるようになります。新しい物に取り組んで、集落が元気になればと思っています。



(イノシシの柵と水田)

地域の活性化の資源ですね。

高齢化していく中で、アジサイの栽培、

お茶の栽培によって、「生き甲斐」みたいなものが出てくるといいと考えています。

将来のお考えを聞かせてください。

だんだん高齢化していきませんが、荒れ地を出さないような協業体に育てていく必要があると思います。

集落協定の今後について

中山間の制度は、交付金だけでなく、共同取組活動でみんなが生き甲斐を感じるということもあります。

次の5年新たに、取り組むのであれば裏付けが必要です。お互いが真剣に考えていきたいと思っています。

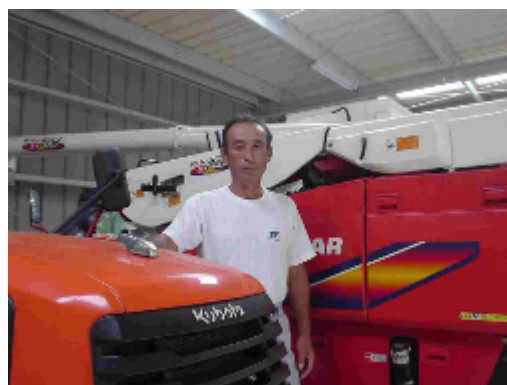
次期対策では、まず地域から出ている息子たちも含め、集落ゆかりの関係者が集まって話し合いを行うべきと考えています。

～ \* \* \* 集落在住者、出身者、後継者との真剣な話し合いを期待しています。(井上)

## 法人化も目指したい！！

・・・三隅町  
二条窪(にじょうくぼ)集落協定・・・

三隅町二条窪集落協定に、協定代表者の  
植田(52才)さんを訪ねました。



(協定代表者植田さんと共同機械)

協定の取組について教えてください。

協定の範囲は、集落です。また、営農組合がありますので、集落全体の農地を念頭に取り組んでいます。

交付金は全額共同取組活動にあてています。組合員に還元するのは、人夫賃のみです。交付金を個人に分けるのは良くないと思います。

交付金の使途を教えてください。、

交付金は、集落全体で計画的に活用します。人夫賃の他に役員手当、景観形成作物の栽培、営農組合の共同機械(トラクタ -、コンバイン)の購入の経費、また集落のお祭りの経費、畦畔の法面作業の省力化の試験にも使っています。



(法面作業の省力試験の様子)

人夫賃の支払にも工夫があるとか。

作業をする畦畔面積をもとに人夫賃を算出しています。畦畔の面積は、役場の測量をもとに、台帳面積から作付面積の差としています。その際、交付対象でない農地についても経費は同様に考え支出します。

営農組合について教えてください。

設立は、昭和58年に完了したほ場整備がきっかけです。その後、大変な苦勞をして現在、「やまぐち型担い手組織」にも認定されるまでになりました。

本制度も、営農組合でしか受けられないということを決めから決めていました。

制度に取り組んで何か変わりましたか。

これまでは、共同で何かを購入しようとすると、負担の割合などがネックでした、しかし、制度のおかげで取組がスムーズになっています。

一番変わったのは、みんなの意識かもしれません。目標があって、それをクリアすれば何かが進んでいくような気がしています。交付金使ってどうなったのかでなく、それをいかに有意義に使ったかが重要ではないでしょうか。この制度がなければ、高齢者を助けることも進まないと思います。耕作放棄地もない状況です。みんながそんな考え方にさせてもらった意義は大きいと思います。

今後の計画は。

ここは、農地も広くありません。しかし、きれいな水、自然があります。今、堆肥で土づくりを行うようにしていますし、平成16年度から、エコファーマーの取組を実施しており、地域の米を直接、消費者に届けることを考えています。

今後、営農組合はますますしっかりしていく必要があります。そのために、交付金を活用していきたいとも考えています。

集落協定についてどう思いますか。

ハードルを越えるために努力することも必要ではないかと思います。

私たちもこの5年間、目的をもって頑張ってきました。協定は大いに役だったと感じています。今後、法人化をなんとか進めないといけない。

~ \* \* \* \* 直接支払制度も活用した法人化をぜひ進めてほしいですね(井上) ~

~~~~編集後記~~~~  
制度の継続が決定しました。  
現行制度での成果を生かしましょう